

第 3 次広島市男女共同参画基本計画の構成について

第 1 章

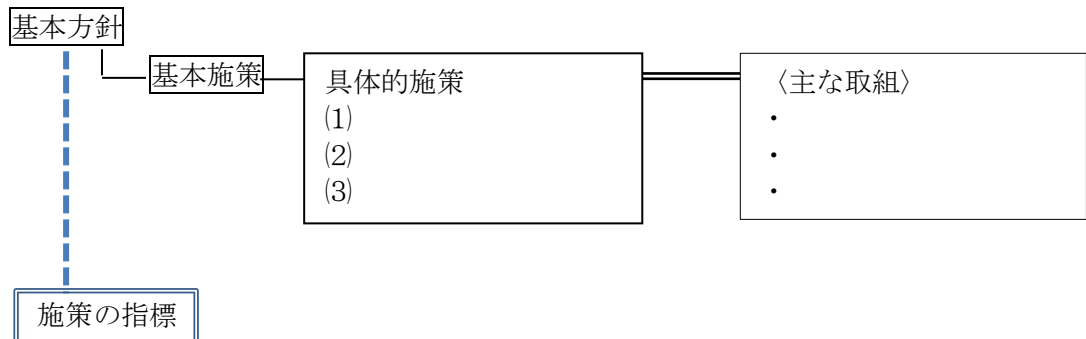
「計画の基本的な考え方」として、以下の項目を示す。

計画の目的、計画の位置づけ、計画期間、計画において取り組むべき事項、計画の基本方針、本市が目指すべき姿

第 2 章

「各施策について」として、5 つの基本方針ごとに施策体系を示す（施策体系（案）については、別紙 1 のとおり。）。

【施策体系】



〔施策体系の整理に当たっての考え方・見直し等〕

- ・ 第 2 次基本計画で 9 つの基本目標ごとに設定していた各基本施策は、新たな 5 つの基本方針ごとに再整理（内容の整理も含む）する（審議会部会で了承済）。
- ・ 基本施策を推進するための具体的施策の設定に当たっては、第 2 次基本計画における具体的施策項目を踏襲しつつ、趣旨が似通ったものは重複を避けるために主となる項目に一体化させる。
- ・ 主な取組（事業名等）については、基本施策単位で列挙する。
 （ 第 2 次計画では、具体的施策の項目ごとに主な取組を列挙していたが、
 各項目で取組が重複（再掲が多い）しており雑多な印象であったため。 ）
- ・ 施策の指標は、基本方針ごとに明記する（別途、指標一覧としても整理）。

第 3 章

「計画の推進体制」として、以下の項目を示す。

- 1 庁内推進体制（男女共同参画推進本部、横断的な取組の推進等）
- 2 国、県、経済団体等との連携（働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま）
- 3 施策等の審議・意見交換（男女共同参画審議会、男女共同参画推進連携会議）
- 4 市民等の参画の推進（男女共同参画推進センター、男女共同参画推進員）